

資料提供

令和5年1月10日(火)

農林水産部畜産課長 棚井 幸雄

(担当:大谷 029-301-3982、内線3980)

高病原性鳥インフルエンザ発生農場(笠間市)に係る搬出制限区域の解除について

笠間市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、移動制限区域内(発生農場から半径3km以内)の農場で実施した清浄性確認検査の結果、全て陰性であり、当該地域の清浄性を確認しました。

これを受けて国と協議した結果、発生農場から半径3km~10kmに所在する農場(13戸、約103万羽)に設定している搬出制限区域を、本日0時に解除しましたので、お知らせします。

1 清浄性確認検査の結果

- ・対象農場:発生農場の移動制限区域内の農場の6農場のうち、100羽以上飼養する4農場(約60万羽)
- ・検査期間:令和5年1月5日から1月9日まで
- ・検査内容と結果:臨床検査、血清抗体検査、ウイルス分離検査を行い、全て陰性を確認。

2 今後の予定

防疫措置完了(12月25日)から21日経過するまでに、移動制限区域内で新たな発生が認められなければ、1月16日0時をもって移動制限区域を解除。

< 搬出制限区域及び移動制限区域の設定状況 >

区 域	農場数	飼養羽数	解除日
搬出制限区域(3km~10km以内)	13戸	約103万羽	1/10(本日)
移動制限区域(3km以内)	6戸	約60万羽	1/16予定